

法務速報（第 287 号/2025 年 4 月 28 日）

公益財団法人 日弁連法務研究財団

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 7 年(2025 年)3 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】民法 709 条の不法行為を構成する行為は一定の法規範に違反する行為であり、行為者は損害賠償責任を課せられるのであって、同条の不法行為を構成する行為が宗教法人法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することが同号の趣旨に沿うと判示(2025 年 3 月 3 日最高裁)

参照条文等:宗教法人法 81 条 1 項 1 号

キーワード:不法行為 宗教法人法81条1項1号 法令に違反する行為

【2】静岡県警察所属の警部補 A が自殺したことからその父母 X らが静岡県に対し A の上司らが A の心身の健康を損なうことがないように注意する義務に違反したとして国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求した事案において請求を棄却した事例(2025 年 3 月 7 日最高裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:警察官 自殺 国家賠償請求

【3】静岡県警察所属の警部補 A が自殺したことからその妻子 X らが静岡県に対し A の上司らが A の心身の健康を損なうことがないように注意する義務に違反したことを理由として国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求した事案において請求を認めた事例(2025 年 3 月 7 日最高裁)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:警察官 自殺 国家賠償請求

【4】Y社で就労していたXが上司や同僚からのパワハラ、集団的いじめにより精神的苦痛を被ったとして Y に「孤立防止義務違反」を理由とする損害賠償等を求めた事案で、YにXの孤立を認めるのは困難としてXの請求を棄却(2023 年 6 月 28 日東京高裁)

参照条文等:民法 415 条・715 条、労働契約法 5 条、民事訴訟法 246 条

キーワード:孤立義務違反 国家賠償請求 パワハラ

【5】Y2 はX1 の住居のリフォームを請負い、Y1 社製造のロール網戸を設置したところX1 とX2 の子(当時6歳)がそれに絡まり縊死したため、XらがYらに対し損害賠償等を求めたところ、Y1 の製造物責任、Y2 の使用者責任を認め、請求の一部が認容された事例(2024 年 3 月 14 日大阪高裁)

参照条文等:製造物責任法 2 条 2 項・3 条、民法 709 条・715 条、特定商取引に関する法律(令 3 法 72 号改正前)5 条 1 項・9 条 1 項・6 項・26 条 6 項 1 号、特定商取引に関する法律施行規則(令 4 内閣府・経済産業省令 1 号改正前)6 条 1 項・6 項

キーワード:網戸 安全対策の実施についての指示・警告 製造物責任

【6】借地権者(申立人)が借地権の目的である土地上の建物の売買を原因とする所有権移転登記手続をした後、借地権設定者である相手方らの承諾に変わる許可(借地権譲渡許可)を申し立てた事案で、当該申立は不適法と解すべきとした事例(2024 年 6 月 6 日大阪高裁)

参照条文等:借地借家法 19 条 1 項

キーワード:借地非訟 借地権譲渡許可 借地権の譲渡後の申立

【7】生命共済契約の当初の締結時より後になされた約款の改正により付加された暴力団排除条項に基づいてした生命共済契約の解約は有効であり、共済金の支払を拒絶することについて信義則違反又は権利濫用には当たらないとされた事例(2024 年 10 月 4 日広島高裁)

参照条文等:保険法 57 条 3 号・65 条 2 号

キーワード:暴力団排除条項 解約 信義則違反 権利濫用

【8】Y 市立中学校の教員 V が校長の安全配慮義務違反により極度の長時間労働や連続勤務に従事すること等を余儀なくされた結果、うつ病エピソードを発症して自殺するに至ったとして V の遺族 X が Y に対し国家賠償法による損害賠償を求め、請求が認容された事例(2024 年 2 月 14 日水戸地裁下妻支部)

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:安全配慮義務違反 校長 国家賠償請求

【9】空手道場経営の X が同じく空手道場経営の Y に対し、Y によるフェイスブックへの投稿が X の名誉権及び名誉感情を侵害し、X の業務上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為に当たるとして損害賠償の支払を求め、X の請求が一部認容された事例(2024 年 7 月 18 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条・710 条、不正競争法防止法 2 条 1 項 21 号・4 条

キーワード:虚偽の投稿 名誉賢・名誉感情、業務上の信用

(知的財産)

【10】発明の名称を「運動障害治療剤」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、本件審決の認定には誤りがあるが、本件発明を甲 3 発明に基づいて容易に発明することができたとは認められないとして原告らの請求を棄却した事案(2025 年 2 月 13 日知財高裁)

参照条文等:特許法 29 条 2 項

キーワード:運動障害治療剤 特許発明 特許無効審判請求

【11】第 9 類「電子計算機用プログラム」等を指定商品とし「Connect.one」なる原告の商標につき、商標登録出願が拒絶査定され拒絶査定不服審判も不成立とされたため、原告が審決の取消を求める本件訴訟を提起したところ、請求が棄却された事案(2025 年 2 月 27 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:商法登録出願 類似する商標 ドメイン

【12】第 6 類「金属製金具」を指定商品とし「UNBRAKO」なる商標の商標権者であった被告に対し、原告は本件商標の指定商品につき不使用取消審判請求をし、特許庁が不成立の審決をしたのでその取消を求めたところ、原告の請求が棄却された事案(2025 年 2 月 27 日知財高裁)

参照条文等:商標法 50 条・2 条 3 項 2 号

キーワード:長期間にわたり使用されていない登録商法 不要取消審判 商品の出所の表示

【13】発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする特許に基づく差止請求等をいずれも棄却した原審について特許権者である控訴人がこれを不服として控訴したが、棄却された事案(2025 年 3 月 4 日知財高裁)

参照条文等:特許法 70 条 1 項・2 項

キーワード:均等侵害 意識的除外等の特段の事情 差止請求

【14】X 社が許諾した絵柄を使い Y が製造販売したタオルに違法コピーの契約違反があったとして Y は損害賠償金の一部弁済として 3 億円の支払を認めたところ、X がそれ以上の損害を主張し、著作権侵害等に基づく損害賠償請求し、その請求が認められなかった事例(2024 年 3 月 28 日東京地裁)

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号・114 条 2 項

キーワード:サブライセンス契約 違法コピー 損害賠償請求

(民事手続)

【15】信用調査会社Yの誤った信用情報により損害を受けたX社が損害賠償支払を求めた事案において、Xはその損害の立証のため誤りの訂正以前にYによって販売された顧客の名称等特定情報を一覧にした文書の提出命令を申立て、請求が認められた事例(2023年12月21日大阪高裁)

参照条文等:民事訴訟法 220 条 4 号ハ・ニ

キーワード:損害の立証 信用情報 文書提出命令

【16】区分所有権の競売請求訴訟について認容判決を得たが、その後区分所有者の被告が口頭弁論終了後死亡していたことが判明、当該判決の効力が被告の一般承継人にも及びかが争われ、当該確定判決の効力は承継人には及ばないとして競売開始決定を職権で取消した事例(2024年9月5日大阪地裁)

参照条文等:建物の区分所有等に関する法律 59 条 1 項

キーワード:区分所有権の競売請求 確定判決の効力 承継人

(刑事法)

【17】東京電力の役員であった被告人らにおいて原子力発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められないとして被告人らに無罪を言い渡した第 1 審判決を是認した原判断は、その法的評価を含め相当であるとして上告を棄却した事例(2025年3月5日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 414 条・386 条 1 項 3 号、刑法 211 条

キーワード:東京電力 原子力発電所 業務上過失致傷 無罪

【18】再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮すると、各確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないとして刑訴法 434 条、426 条 1 項により本件抗告を棄却した事例(2025年2月25日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 434 条、同 435 条 6 号

キーワード:再審請求 新証拠 抗告棄却

【19】少年審判規則 7 条 4 項前段の規定による措置に対しては特別抗告をすることはできないと解されるから抗告は不適法であり、よって刑訴法 434 条、426 条 1 項により本件抗告を棄却するとされた事例(2025年3月12日最高裁)

参照条文等:少年審判規則 7 条 4 項前段

キーワード:少年保護事件 記録の閲覧制限 特別抗告の可否

【20】特定少年の大麻取締法違反保護事件において原審付添人が非行事実の存否を争わず第 1 種少年院送致決定を下したが、抗告審において少年にとり有利に考慮できる諸点を十分検討せずに結論を導いており不合理であるとして原決定を取消し家庭裁判所に差戻した事例(2024年2月28日東京高裁)

参照条文等:刑法 60 条、大麻取締法 24 条の 2 第 1 項、少年法 64 条 1 項・32 条

キーワード:少年保護事件 処分の著しい不当 差戻決定

【21】確定判決における再審請求事件。確定判決における請求人の犯人性を認める根拠とされた供述について関係者の一人が虚偽の供述をし他の関係者らがそれに迎合した結果形成された疑いが払拭できず、判決の事実認定に合理的疑いが生じたとして再審開始を認めた事例(2024年10月23日名古屋高裁金沢支部)

参照条文等:刑事訴訟法 435 条 6 号

キーワード:再審開始決定 福井女子中学生殺人事件 事実認定に合理的な疑い

(公法)

【22】地方運輸局長がした特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 16 条 1 項に基づく旅客の運賃の範囲の変更が裁量権の範囲を逸脱又は濫用した違法と認められるとした原審の判断に違法があるとされた事例(2025 年 2 月 26 日最高裁)

参照条文等: 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 16 条 1 項

キーワード: タクシー事業 公定幅運賃の変更 裁量権の範囲

【23】特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は総務大臣の決定により発生する金銭の給付に係る債権債務関係であるとして、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えが裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たるとされた(2025 年 2 月 27 日最高裁)

参照条文等: 裁判所法 3 条 1 項

キーワード: 特別交付税額の決定 国と地方団体の法律関係 法律上の争訟

【24】市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀る施設を設置することを一般社団法人に許可し、これに基づき市が上記公園内の土地を上記施設の敷地としての利用に供していることが憲法上の政教分離原則及び憲法 20 条、89 条に違反しないとされた事例(2025 年 3 月 17 日最高裁)

参照条文等: 憲法 20 条 1 項後段・同条 3 項・89 条

キーワード: 孔子廟 都市公園 政教分離

【25】中華そば店 X(店名「『B』本店」)と A(店名「『B』D 店」)が、徳島県知事が X の同意なく新型コロナウイルスの感染者の立寄り先が「B 本店」と公表したことで X 及び A の名誉・信用・営業の自由・財産権が侵害されたとして慰謝料等の支払を求めたところ請求が棄却された事例(2023 年 7 月 13 日高松高裁)

参照条文等: 国家賠償法 1 条 1 項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令 3 法 5 号改正前)6 条 8 項・7 条・16 条 1 項・2 項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令 3 政令 26 号廃止前)1 条

キーワード: コロナ感染者 店名公表 国家賠償請求

【26】令和 6 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1.999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2.059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べ較差が 2 倍以上の選挙区は 10 選挙区であったという事実関係の下で違憲状態を否定した事例(2025 年 2 月 21 日福岡高裁)

参照条文等: 憲法 14 条 1 項

キーワード: 1 票の格差 衆議院議員総選挙 格差が 2 倍以上

【27】令和 6 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1.999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2.059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べ較差が 2 倍以上の選挙区は 10 選挙区であったという事実関係の下で違憲状態を否定した事例(2025 年 2 月 26 日広島高裁)

参照条文等: 憲法 14 条 1 項

キーワード: 1 票の格差 衆議院議員総選挙 格差が 2 倍以上

【28】令和 6 年 10 月施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1.999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2.059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べ較差が 2 倍以上の選挙区は 10 選挙区であったという事実関係の下で違憲状態を否定した事例(2025 年 2 月 26 日高松高裁)

参照条文等: 憲法 14 条 1 項

キーワード:1票の格差 衆議院議員総選挙 格差が2倍以上

【29】令和6年10月施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は1対1.999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.059であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べ較差が2倍以上の選挙区は10選挙区であったという事実関係の下で違憲状態を否定した事例(2025年2月28日仙台高裁)

参照条文等:憲法14条1項

キーワード:1票の格差 衆議院議員総選挙 格差が2倍以上

【30】新聞記者Xによる旧優生保護法下の優生手術の公文書の情報公開請求に対し滋賀県知事が一部公開とし、情報公開審査会等のより多くの公開が相当とする旨の答申に対しても答申に沿った公開をしなかったためXが一部公開決定の取消等を求め、請求が認容された事例(2023年3月24日大津地裁)

参照条文等:滋賀県情報公開条例6条一号前段・後段・ア・イ・二号ア・六号オ

キーワード:優生手術の公文書 情報公開請求 公開決定

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最一決 令和 7 年 3 月 3 日 裁判所 HP

令和 6 年(許)第 31 号 過料決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/861/093861_hanrei.pdf

裁判要旨

民法 709 条の不法行為を構成する行為は、宗教法人法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たる

(理由)

民法 709 条の不法行為を構成する行為は、一定の法規範に違反する行為であり、行為者は、同条という法令の規定により損害賠償責任を課せられるのであって、これらの点に鑑みれば、同条の不法行為を構成する行為が法 81 条 1 項 1 号にいう「法令に違反」する行為に当たると解することが同号の趣旨に沿う。

また、解散命令は、宗教法人の法人格を失わせる効力を有するにとどまり、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないものであるところ(最高裁平成 8 年(ク)第 8 号同年 1 月 30 日第一小法廷決定・民集 50 卷 1 号 199 頁参照)、ある行為が同号所定の行為に当たるといえるためには、その行為が、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為でなければならないことなどに照らせば、上記のように解したとしても、同号の規定が、宗教法人の解散命令の事由を定めるものとして、不明確であるとも過度に緩やかであるともいえない。

参照条文等:宗教法人法 81 条 1 項 1 号

【2】最二判令和 7 年 3 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 927 号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/868/093868_hanrei.pdf

裁判要旨

静岡県警察所属の警部補 A が自殺したことから、その父母 X らが静岡県 Y に対し、A の上司らが A の心身の健康を損なうことがないように注意する義務に違反したことを理由として国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求した事案において、請求を棄却した原判決を破棄して差戻した事例

(理由)

A の上司らは、A に対する職務上の指揮監督権限を有する者として、その権限を行使するに当たって、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して A がその心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負っていたにもかかわらず、当該注意義務を怠ったというべきであり、これによって A が精神疾患を発症して自殺するに至ったといえることができる。したがって、Y は、X らに対し、A の自殺により X が被った損害について、A の上司らが上記注意義務に違反したことを理由として国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うというべきである。

原審は、A の従事していた業務が「質的に過重な業務」に該当しないことのみをもって直ちに上記業務と A の自殺との間に相当因果関係があるとは認め難いとし、Y が上記損害賠償責任を負わないとしたものであるが、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

【3】最二判令和 7 年 3 月 7 日 裁判所 HP

令和 5 年(受)第 961 号 損害賠償請求事件(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/869/093869_hanrei.pdf

裁判要旨

静岡県警察所属の警部補 A が自殺したことから、その妻子 X らが静岡県 Y に対し、A の上司らが A の心身の健康を損なうことがないように注意する義務に違反したことを理由として国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を請求した事案において、請求を認めた事例

(理由)

A の上司らは、A に対する職務上の指揮監督権限を行使するに当たって、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して A がその心身の健康を損なうことがないように注意すべきであったにもかかわらず、これを怠り、その結果、A が精神疾患を発症して自殺するに至ったというべきである。

したがって、Y は、X らに対し、A が自殺したことについて、安全配慮義務違反に基づく損害賠償責任を負うというべきである。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、所論引用の判例(前掲最高裁平成 12 年 3 月 24 日第二小法廷判決)に抵触するものではない。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

【4】東京高判令和 5 年 6 月 28 日 判例時報 2614 号 66 頁

令和 4 年(ネ)第 3777 号 損害賠償(労災)請求控訴、同附帯控訴事件 一部取消・請求棄却(上告・上告受理申立て)

本件は、Y(テーマパークの経営運営等の会社)と労働契約を締結し、出演者として就労していた X が上司や同僚からパワハラ及び集団的ないじめを受け、精神的苦痛を被ったとして、Y に対し、債務不履行(安全配慮義務違反)又は不法行為(使用者責任)に基づく損害賠償(慰謝料 300 万円弁護士費用 30 万円)を求めた事案である。

原審は、パワハラ及びいじめとする発言は、いずれも証拠上は認められないか、社会通念上相当性を欠いて違法とまではいえないが、Y は職場の人間関係を調整し、X が職場において孤立することがないようにすべき義務(孤立防止義務)を負っていたところ、この義務に違反し X に精神的苦痛を被らせたとして、Y に 88 万円の支払を命じたところ、Y は、X は「孤立防止義務違反」について全く主張しておらず、原審は処分権主義及び弁論主義に反する等主張して控訴し、X は附帯控訴した。

本判決は、パワハラ及び集団的いじめが存在していたと認められないとして、Y に債務不履行責任又は不法行為責任があるとする X の主張は理由がないと判断し、Y に孤立防止義務違反があったとの判断につき、原審における訴状及び各準備書面を精査しても主張が見当たらない、仮に当審で新たに主張したものと解したとしても、孤立防止義務の内容が抽象的にすぎず、仮に具体的で特定されていると解する余地があるとしても、本件において、Y がかかる義務を履行しなければならない程度まで X が孤立していたと認めることは困難であるとして、X の請求を棄却した。

参照条文等:民法 415 条・715 条、労働契約法 5 条、民事訴訟法 246 条

【5】大阪高判令和 6 年 3 月 14 日 判例タイムズ 1528 号 65 頁

令和 5 年(ネ)第 4 号 本訴損害賠償等・反訴請負代金等請求控訴事件(一部変更(本訴)、控訴棄却(反訴)、一部確定、一部上告、一部上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/978/092978_hanrei.pdf

X1 が居住予定の建物のリフォーム工事について業者 Y2 との間で契約を締結し、Y2 が Y1 の製造したループを形成する操作コードの付属したロール網戸を設置したところ、当該コードが X1 と X2 の子(当時 6 歳)の首に絡まって同女が縊死する事故が発生したため、X1 は本件契約についてクーリングオフを行い、X らが Y1 に対し製造物責任法 3 条に基づき、Y2 に対して民法 715 条又は 709 条に基づき、損害賠

償等の請求がなされた事案。

本判決は、本件製品に付属する本件コードの危険性に対しては、本件製品の使用者が本件コードを窓の上部にまとめるためのクリップを使用してループの形成を防ぐ方法による安全対策が取られており、この対策が使用者により日常的かつ継続的に確実に実行されれば、子供の縊頸事故を防止する効果を有するなどとし、本件製品に設計上の欠陥があったとは直ちにいえないと判断したが、他方で、本件クリップによる安全対策が使用者により確実に実行されるのに十分といえるだけの指示・警告がされていなかったから、通常有すべき安全性を欠いていたとして、本件製品に指示・警告上の欠陥があったと判断して Y1 に製造物責任を認め、Y2 について、従業員らに本件クリップ等を正しく装着しなかった注意義務違反及び X1 に対し取扱説明書を交付せず本件コードの危険性やクリップの使用方法等について説明しなかった注意義務違反があったとして、使用者責任も認めた。

参照条文等:製造物責任法 2 条 2 項・3 条、民法 709 条・715 条、特定商取引に関する法律(令 3 法 72 号改正前)5 条 1 項・9 条 1 項・6 項・26 条 6 項 1 号、特定商取引に関する法律施行規則(令 4 内閣府・経済産業省令 1 号改正前)6 条 1 項・6 項

【6】大阪高決令和 6 年 6 月 6 日 判例タイムズ 1528 号 63 頁

令和 6 年(ラ)第 588 号 賃借権譲渡許可申立て却下決定に対する抗告事件(抗告棄却、確定)

借地権者(申立人)が借地権の目的である土地の建物の売買を原因とする所有権移転登記を行った後、借地権設定者である相手方らの承諾に変わる許可(借地権譲渡許可)を申し立てた事案。本決定は、借地借家法 19 条 1 項の「譲渡しようとする場合」との文言のみならず、借地権設定者が借地権の譲渡を承諾しない場合であっても、譲渡が借地権設定者に不利益をもたらすおそれがないときは、裁判所の許可によって譲渡を適法なものとするにより、借地権の無断譲渡による紛争を予防するという同条の趣旨に照らしても、賃借権譲渡許可の申立が建物を譲渡した後にされたものである場合には、当該申立は不適法であると解すべきであり、本件申立は、本件建物の売買を原因とする所有権移転登記の後にされたものであるから、本件建物の譲渡後にされたもので、不適法であるとして原決定の判断を是認した。

参照条文等:借地借家法 19 条 1 項

【7】広島高判令和 6 年 10 月 4 日 判例タイムズ 1528 号 59 頁

令和 6 年(ネ)第 119 号 保険金請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立)

控訴人の配偶者が被控訴人との間で生命共済契約を締結していたところ、同配偶者が死亡したとして、控訴人が、被控訴人に対し、死亡共済金等の支払を求めたのに対し、原審が、生命共済契約の当初の締結時より後になされた約款の改正により付加された暴力団排除条項に基づき被控訴人がした生命共済契約の解約は有効であるとして控訴人の請求を棄却したため、控訴人が控訴した事案。

本判決は、本件共済契約の契約期間は基本的に 1 年であり、毎年更新されるものであるところ、解約された本件共済契約は、約款の改正で付加された本件暴排条項の適用を前提になされた更新後のものであるから、本件においては遡及的適用の問題は生じず、受取人が反社会的勢力に属するという事実は、被保険者又は共済金受取人に対する信頼を損ない、生命共済契約の存続を困難とさせる重大な事由であるから、本件暴排条項が保険法 57 条 3 号に反する特約に当たるとは認められず、被控訴人が当該条項に基づき契約を解除し、共済金の支払を拒絶することについて、信義則違反又は権利濫用に当たると評価すべき事情も見当たらないとして、控訴人の請求を棄却した。

参照条文等:保険法 57 条 3 号・65 条 2 号

【8】水戸地判下妻支令和 6 年 2 月 14 日 判例時報 2614 号 34 頁

令和 2 年(ワ)第 176 号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(控訴)

本件は、Y 市立中学校の教員 V(当時 47 歳)が校長の安全配慮義務違反により極度の長時間労働や連続勤務に従事すること等を余儀なくされた結果、うつ病エピソードを発症して自殺するに至ったとして、V の遺族 X が Y に対し、国家賠償法による損害賠償(1 億 1160 万円余)を求めた事案である。

本判決は、発症前 6 か月間の総労働時間数、所定休日数、時間外労働時間数を具体的に認定した上で、V の心理的負荷は極めて強度であったと認め、校長が V の状況を認識できる状況にあったと判断し、具体的な軽減策を講じるべきであったにもかかわらず怠ったとして、校長の安全配慮義務違反を認め、Y が主張した過失相殺については、教員の勤務時間管理は、一次的には校長ら管理職に責任があるというべきであるところ、本件校長は問題意識すら有していなかったと窺われるとし、この点、V に落ち度もなく、長時間の時間外労働を V の一存で調整できたとはいえないとして過失相殺を認めず、1 億円余の賠償を認めた

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項

【9】東京地判令和 6 年 7 月 18 日 判例時報 2613 号 92 頁

令和 5 年(ワ)第 70513 号 不正競争等に対する損害賠償請求控訴事件(一部認容、一部棄却(控訴))

空手道場を経営する X が同じく空手道場を経営する Y に対し、Y によるフェイスブックへの投稿が X の名誉権及び名誉感情を侵害するとともに、X の業務上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為(不正競争法 2 条 1 項 21 号)に当たるとして、民法 709 条及び不正競争法 4 条に基づき損害賠償金 380 万円等の支払を求めた事案。

本判決は、ある投稿における匿名の人物が X であると同定できるか否かについては、X と面識がある又は X に関する知識を有する者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきであり、その者が不特定若しくは多数であるとき又は特定少数であってもこれを流布するおそれがあるときは X の名誉を毀損するものと認めるのが相当であるとし、本件では多数ないし特定少数でも流布する恐れがあると認められるとし 28 万円の限度で請求を認めた。

参照条文等:民法 709 条・710 条、不正競争法防止法 2 条 1 項 21 号・4 条

(知的財産)

【10】知財高判令和 7 年 2 月 13 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ケ)第 10093 号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/801/093801_hanrei.pdf

発明の名称を「運動障害治療剤」とする特許発明に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟であって、甲 3 発明の医薬用途を肯定した本件審決の認定には誤りがあるが、本件発明を甲 3 発明に基づいて容易に発明することができたとは認められないとして、原告らの請求を棄却した事案。

本件発明は、KW-6002 を含有する薬剤という、「物」の発明ではあるものの、特定の患者に投与され、当該患者における特定の症状(疾病)に適用される、医薬についての発明(医薬発明)であって、化合物などの化学物質自体の発明や、使用目的(用法)についての特定がない組成物の発明とは異なる。このような用途発明としての本件発明と引用発明との一致点及び相違点の認定に当たっては、引用発明が用途発明として認められるか否かを吟味し、用途発明としての一致点を抽出できないときは、これを相違点として明らかにすべきである。そして、特に医薬の分野においては、機械等の技術分野と異なり、構成(化学式等をもって特定された化学物質)から作用・効果を予測することは困難なことが多く、対象疾患に対する有効性を明らかにするための動物実験や臨床試験を行ったり、あるいは、化学物質が有している特定の作用機序が対象疾患に対する有効性と密接に関連することを理解できる実験を行うなど、時間も費用も掛かるプロセスを経て、実施可能性を検証して、初めて用途発明として完成するのが通常である。このこととの平仄から考

えても、引用発明が用途発明と認められるためには、単に、引用発明に係る物質(薬剤)が、対象とする用途に使用できる可能性があるとか、有効性を期待できるとか、予備的な試験で参考程度のデータながら有望な結果が得られているといったレベルでは足りず、当該物質(薬剤)が対象用途に有用なものであることを信頼するに足るデータによる裏付けをもって開示されているなど、当業者において、対象用途における実施可能性を理解、認識できるものでなければならないというべきである。このように解さないと、上記のようなプロセスを経て完成された実施可能性のある医薬用途発明が、実施可能性を認め難い引用発明によって、簡単に新規性、進歩性を否定されることになりかねず、その結果は不当と考えざるを得ない。刊行物に医薬用途発明が記載されているというためには、当該医薬用途に用いることが実施可能であると当業者が理解できるように記載されている必要がある旨をいう被告の主張は、以上の趣旨をいうものとして首肯できる。

そこで、改めて本件発明と甲 3 発明の一致点及び相違点、容易想到性を検討すると、相違点について、甲イ 3 の記載からは本件発明の構成とすることについて当業者に動機付けられるとはいえず、また、本件明細書に示される効果は、甲イ 3 の記載及び本件優先日当時の技術常識から当業者が予測し得ない顕著な効果というべきであるから、本件発明を甲 3 発明に基づいて容易に発明することができたとは認められない。

参照条文等:特許法 29 条 2 項

【11】知財高判令和 7 年 2 月 27 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10091 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/871/093871_hanrei.pdf

原告が、「Connect.one」の文字と記号及び図形から成る商標(本願商標)について、第 9 類「電子計算機用プログラム」等を指定商品として商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。引用商標は、「コネクトワン」の文字を標準文字で表して成るものであった。

本願商標においては、その構成中、「Connect.one」の文字部分が、出所識別標識として強い印象を与えるものと認められる一方、図形部分などそれ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念は生じないものと認められ、商標の各構成部分が不可分的に結合しているものともいえない。したがって、本願商標については、その構成中、「Connect.one」の文字部分を分離、抽出し、これを要部として引用商標と比較して商標の類否を判断することが許される。

これに対し、原告は、既にドメイン名「.one」が存在し一般的に認識されていたから、本願商標の文字部分の構成からは「コネクトドットワン」の称呼が生じ得ると主張する。しかし、「.one」は、直ちにドメイン名を表すものとは理解されず、終止符の記号である「.」も通常は発音されないことからすると、既にドメイン名「.one」が存在していたとしても、取引者・需要者において、本願商標の文字部分から、直ちに「コネクトドットワン」の称呼が生じるものとはいえない。また、仮にそのような称呼が生じるからといって、「コネクトワン」の称呼も同時に生じることに変わりはないところ、一個の商標から二個以上の称呼が生ずる場合において、一つの称呼が他人の商標の称呼と同一であるときは、なお商標の類似性は否定されないというべきである。

そうすると、本願商標の要部と引用商標は、「コネクトワン」の称呼において同一であり、観念において比較することができず、「コネクトワン」の呼称を生ずる本願商標の文字部分が、外観上も取引者・需要者に対し商品及び役務の出所識別標識として強い印象を与えるのであるから、本願商標と引用商標は、商品及び役務の出所について誤認混同を生ずるおそれのある類似の商標というべきである。

以上によれば、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、指定商品及び指定役務の類似性が認められるから、商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものとして登録することはできないとして原告の請求は棄却

された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【12】知財高判令和 7 年 2 月 27 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 10087 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/870/093870_hanrei.pdf

被告は、「UNBRAKO」の文字を標準文字で書して成り、第 6 類「金属製金具」を指定商品とする登録商標(本件商標)の商標権者であった。原告は、本件商標の指定商品(第 6 類「金属製金具」)について、不使用取消審判請求をしたが、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件商標は「UNBRAKO」の標準文字から成り、他方、被告製品の包装箱の「Unbrako (R)」との表記は、その構成から「Unbrako」の文字部分が独立して自他商品識別標識として機能するものといえることができる。そして、本件商標「UNBRAKO」と被告製品の使用商標「Unbrako」は、大文字、小文字の相違はあるが、綴りが共通し、称呼も同じになるから、社会通念上同一というべきである。また、被告製品のボルトは、指定商品「金属製金具」の範疇に属する。そうすると、本件商標の通常使用権者は、要証期間中に、指定商品について登録商標の使用(商標法 50 条、2 条 3 項 2 号)をしたというべきである。

原告は、被告通常使用権者による被告製品の販売は、本件商標とは無関係なメーカーの出所を特定し、販売するものであるから、商標法 50 条の「登録商標の使用」にいう出所表示機能を発揮する態様での商標の使用ではないなどと主張するが、商標法 50 条の趣旨は、登録された商標には排他独占的な権利が発生することから、長期間にわたり全く使用されていない登録商標を存続させることは、当該商標に係る権利者以外の者の商標選択の余地を狭め、国民一般の利益を不当に侵害するという弊害を招くおそれがあるので、一定期間使用されていない登録商標の商標登録を取り消すことを認めたものであるから、商標法 50 条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品又は指定役務について商標として使用されていれば足り、その商標としての使用が商標権者を商品の出所として表示する場合に限定されるものではないといえるべきである。

よって、被告は、要証期間に日本国内において、通常使用権者が審判請求に係る指定商品について本件商標を使用していたことを証明したといえるから、本件審判請求を成り立たないものとした本件審決の判断に誤りはないとして原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 50 条・2 条 3 項 2 号

【13】知財高判令和 7 年 3 月 4 日 裁判所 HP

令和 6 年(ネ)第 10026 号 特許権侵害行為差止等請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/860/093860_hanrei.pdf

発明の名称を「熱可塑性樹脂組成物とそれを用いた樹脂成形品および偏光子保護フィルムならびに樹脂成形品の製造方法」とする特許に基づく差止請求等をいずれも棄却した原審について、特許権者である控訴人がこれを不服として控訴したが、均等侵害については第 5 要件(意識的除外等の特段の事情がないこと)を欠くとして、棄却した事案。

意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情の有無を検討するに、まず、特許請求の範囲の記載は、特許発明の技術的範囲を画する機能を有するものであり(特許法 70 条 1 項)、第三者に対しては「権利の公示書」としての役割を果たすことが求められるものである。構成要件 1B、6B の「分子量 700 以上」との記載は、一般的な技術文献の記載ではなく、上記のような役割を担う特許請求の範囲の記載であることが本件の大前提となる。そして、証拠(甲 8、9)によれば、化合物の分子量は、その分子を構成する原

子の原子量の和に等しく、原子量の選定については歴史的変遷があるものの、小数第 4 位又は第 5 位の数字で示される原子量表記載の数値によることになるから、そのような小数点以下の数値を有する数値として算出されるということは、本件特許の出願日当時の技術常識であったと認められる。それにもかかわらず、控訴人は、本件特許の特許請求の範囲の請求項 1、6 の「分子量が 700 以上の紫外線吸収剤」との構成の数値範囲について、「700 以上」という整数値をあえて使用している。

本件において、分子量 700 という数値に臨界的意義も認められないから、当該数値は控訴人がいわば任意に選択して定めたものといえる。また、控訴人としては、その数値範囲を「699.5 以上」とすることや、分子量の小数点以下の数値の取扱いについて定めることも容易にできたと解されるにもかかわらず、あえてそのような手当もしていない。これは、小数点以下の数値は、技術的に意味のある数字でないという理解に加え、法的にも特段の含意がない(特別な意味を持たせない)ことを前提とするものと解するべきである。

そうすると、控訴人が特許請求の範囲において分子量を「700 以上」とする数値範囲を定めたということは、「700 以上」か「700 未満」という線引きをもって特許発明の技術的範囲を画し、下限値「700」をわずかでも下回る分子量のものについては、技術的範囲から除外することを客観的、外形的に承認したと認めるのが相当である。

以上のとおり、紫外線吸収剤の分子量が 699.91848(本来的には 700 未満であり、小数第 1 位を四捨五入することによって初めて「700 以上」に含まれることになる数値)の被控訴人 UVA を使用する被控訴人製品及び被控訴人方法は、本件特許の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるといふべきである。したがって、本件においては、均等論の第 5 要件を充足せず、控訴人主張の均等侵害は成立しない。

参照条文等:特許法 70 条 1 項・2 項

【14】東京地判令和 6 年 3 月 28 日 判例タイムズ 1528 号 216 頁

令和元年(ワ)第 30628 号 損害賠償請求本訴事件、令和 2 年(ワ)第 27477 号 損害賠償請求反訴事件(請求棄却、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/027/093027_hanrei.pdf

X1 社が、Y1 社との間で、X2 に係る絵柄の使用を許諾する契約を締結し、Y1 は Y2 に対し、当該契約に基づき、著作物の使用に係るサブライセンス契約を締結し、Y1 は、当該絵柄を商品化したタオル商品を製造販売したが、Y1 に違法コピー等の契約違反があったとして契約を解除し、Y1 は、違法コピーに係る損害賠償金の一部弁済として 3 億円の支払義務を認めたが、X1 が、それを超える損害があると主張して、著作権侵害等に基づく損害賠償請求するなどした事案。

本件では、侵害論において、本件タオル部分(本件タオル商品のうち、絵柄部分を除く部分)の著作物性の有無、損害論において、著作権法 114 条 2 項の適用の可否が争点となった。本判決は、前者について、本件タオル商品には、本件絵柄とは別個に一体として著作権が成立すると X1 の主張に対し、Y2 の製作した本件タオル部分には、タオルとしての実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立した美術鑑賞の対象となる創作性を備えているものとは認められないとし、後者については、著作権者が著作物の許諾料のみを得ている場合、著作権者等においてその侵害行為による売上減少の額と、侵害者が侵害行為により受ける利益との額とは等しくなるとの経験則から当該利益の額を著作権者等の売上げ減少による逸失利益の額と推定するという前提を欠いているため、著作権法 114 条 2 項の規定は適用又は類推適用されないとするなどして、X1 の請求を棄却した。

参照条文等:著作権法 2 条 1 項 1 号・114 条 2 項

(民事手続)

【15】大阪高決令和 5 年 12 月 21 日 判例タイムズ 1528 号 115 頁

令和 5 年(ラ)第 1162 号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告事件(取消、認容、抗告許可申立(後抗告許可申立不許可))

X 社が、信用調査会社 Y に対し、Y が X について誤った情報を記載した信用調査報告書を調査依頼者等に交付したことにより、X の名誉、信用を毀損したとして、不法行為に基づき、無形損害、逸失利益等の損害賠償を求めた事案において、本件報告書には、A の業績が赤字である等の記載があり、X が複数取引先から資金繰りへの懸念を表明されたことを不審に思い、Y に申入れをした結果、Y が事後的に X の利益が 500 万円の黒字である旨を文書で訂正したが、Y は、既に作成済みの報告書の写しを別の顧客にも販売していたため、X が、Y の本件開示行為による損害の立証のため、Y が X から指摘を受けた後、本件報告書の開示先企業を特定して必要な対応を検討する目的で、その名称等特定情報のみを一覧にした文書について文書提出命令を申立てた。

本決定は、本件特定情報は、Y の職業の秘密には当たるが、保護に値する秘密には当たらないとし、本件特定情報が開示されることによって Y に生ずるおそれのある不利益の程度は看過し難いものであるとまではいえないとして、本件対象文書は民訴法 220 条 4 号ハ、二には該当しないとして、Y に提出義務を認めた。

参照条文等:民事訴訟法 220 条 4 号ハ・二

【16】大阪地決令和 6 年 9 月 5 日 判例タイムズ 1528 号 174 頁

令和 6 年(ケ)第 213 号 不動産競売申立事件(競売開始決定取消、確定)

集会において指定された区分所有者(申立人)が、区分所有者である相手方を被告として、区分所有法 59 条 1 項に基づき、区分所有権の競売請求訴訟について認容判決を得て競売を申し立て、その開始決定を得たが、その後、相手方が口頭弁論終結後、競売開始決定前に死亡していることが判明し、当該判決の効力が区分所有者の一般承継人にも及び、当該判決に基づき 59 条競売を申し立てられるか等が問題となった。

本決定は、59 条競売は、特定の区分所有者の区分所有権を剥奪して同人を区分所有関係から排除することにより、共同生活上の障害を除去することにあるが、これは、区分所有者が変われば達成されるものであるし、競売請求訴訟で審理対象となる当該区分所有者固有の属性は、区分所有者の承継人に受け継がれるものではないため、競売請求訴訟の口頭弁論終結後に区分所有者が死亡した場合、当該確定判決の効力は、その承継人には及ばず、当該確定判決に基づいて 59 条競売を申立てることはできないとして競売開始決定を職権で取り消した。

参照条文等:建物の区分所有等に関する法律 59 条 1 項

(刑事法)

【17】最二決令和 7 年 3 月 5 日 裁判所 HP

令和 5 年(あ)第 246 号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/864/093864_hanrei.pdf

(判旨)

東京電力の役員であった被告人らにおいて、発電所の運転停止措置を講じるべき業務上の注意義務が認められないとして、被告人らに無罪を言い渡した第 1 審判決を是認した原判断は、その法的評価を含め、相当であるとして、上告を棄却した事例。

参照条文等:刑事訴訟法 414 条・386 条 1 項 3 号、刑法 211 条

【18】最三決令和 7 年 2 月 25 日 裁判所 HP

令和 5 年(し)第 412 号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/820/093820_hanrei.pdf

(判旨)

新証拠として提出された、頸椎の過伸展を生じて運動機能障害に陥った者の頸椎を保護しないまま不適切に救護したことにより被害者が死亡したとの鑑定結果につき、死因の一つの可能性を指摘するものに過ぎず事件に関する自白や各供述に疑義を生じさせるものではないとし、また、同じく新証拠として提出されたコンピュータを使用したテキストデータの解析技術であるテキストマイニングの手法を用いた鑑定及び体験性の有無が問題となる供述の特徴を分析するスキーマ・アプローチの手法による鑑定につき、分析の対象とされた供述の信用性を直ちに減殺又は増強させるようなものとはいえないとして、本件各再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮すると、各確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないとして、刑訴法 434 条、426 条 1 項により、本件抗告を棄却した事例。

参照条文等:刑事訴訟法 434 条、同 435 条 6 号

【19】最一決令和 7 年 3 月 12 日 裁判所 HP

令和 7 年(し)第 90 号 少年審判規則 7 条 4 項の措置に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/895/093895_hanrei.pdf

(判旨)

少年審判規則 7 条 4 項前段の規定による措置に対しては、特別抗告をすることはできないと解されるから、本件抗告は不適法である。

よって、刑訴法 434 条、426 条 1 項により、本件抗告を棄却する。

参照条文等:少年審判規則 7 条 4 項前段

【20】東京高決令和 6 年 2 月 28 日 判例時報 2615 号 161 頁

令和 6 年(く)第 59 号 第 1 種少年院送致決定に対する抗告申立事件(取消・差戻)

特定少年である少年が、共犯者と共謀のうえ、大麻約 1.981 グラムを所持したという大麻取締法違反保護事件において、少年は共同所持を否認しつつも、自分のかばんに大麻を隠されたことで共同所持と言われるなら仕方ないと述べ、原審付添人が原審審判で非行事実の存否を争わなかったところ、原審は、収容期間を 2 年間とする第 1 種少年院送致決定を下した。

抗告審は、証拠上明らかとは言えない大麻使用の常習性を犯情の重さの根拠とした点、少年が本件非行を否認する点を過度に重視し、鑑別結果通知書及び少年調査票で重視された少年にとって有利に考慮できる諸点を十分検討せず、少年院送致の結論を導いており、不合理なものであって、その結果処分が著しく不当に至ったものであり、これが決定に影響を及ぼす重大なものであるとして、原決定を取り消し、少年にとって適切な処分を選択させるため、家庭裁判所に差し戻した。

参照条文等:刑法 60 条、大麻取締法 24 条の 2 第 1 項、少年法 64 条 1 項・32 条

【21】名古屋高裁金沢支部決令和 6 年 10 月 23 日 判例時報 2615 号 18 頁

令和 4 年(お)第 2 号 再審請求事件(認容(確定))(福井女子中学生殺人事件第 2 次再審請求事件・再審開始決定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/093827_hanrei.pdf

確定判決(第 1 審:福井地判平成 2 年 9 月 25 日・判例時報 1380 号 25 頁(無罪)、控訴審:名古屋

高裁金沢支部判平成 7 年 2 月 9 日・判例時報 1542 号 26 頁(有罪)、上告棄却)における再審請求事件において、最高裁第 1 小法廷昭和 50 年 5 月 20 日決定(刑集 29 卷 5 号 177 頁)の判旨を引用して新旧証拠の総合評価によること及び「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則適用を確認した上で、確定判決が請求人の犯人性を認める根拠とした関係者らの供述について、関係者の一人が本件に関する情報提供をすることで自らの刑事事件における量刑の軽減等の不当な利益を得ようとして請求人が犯人であるとの虚偽の供述をし、捜査に行き詰まった捜査機関が他の関係者らに対して前記虚偽供述に基づく誘導等の不当な働きかけを行い、他の関係者らも迎合した結果、前記虚偽供述に沿う関係者らの供述が形成された疑いが払拭できないとして、関係者らの供述の信用性を否定し、確定判決の事実認定に合理的疑いが生じたとして再審開始を認めた事例。

参照条文等:刑事訴訟法 435 条 6 号

(公法)

【22】最三決令和 7 年 2 月 26 日 裁判所 HP

令和 6 年(行フ)第 1 号 仮の差止めの申立て一部認容決定に対する抗告審の一部取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/837/093837_hanrei.pdf

地方運輸局長がした特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 16 条 1 項に基づく一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃の範囲の変更が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められるとした原審の判断に違法があるとされた事例。

特措法 16 条 2 項に規定される公定幅運賃の基準に従って公定幅運賃を指定し又は変更するに当たっては、当該特定地域又は準特定地域におけるタクシー事業に係る専門技術的な知見を踏まえた公益的見地からする判断が必要不可欠であるから、公定幅運賃の指定又は変更に係る判断は国土交通大臣等の裁量に委ねられるものと解されることから、特定地域又は準特定地域に営業所を有するタクシー事業者が運賃の設定につき一定の制約を受けることを当然に予定しているものというべきであって、上記公定幅運賃の基準の内容に照らしても、同法が、国土交通大臣等に対し、公定幅運賃の指定又は変更に係る裁量権を行使するに当たり、当該地域において現にタクシー事業を営む個々のタクシー事業者の営業上の利益を保護する観点から原審の指摘する諸般の事情を考慮することまで求めているものとは解されない。

したがって、公定幅運賃の下限の設定につき、公定幅運賃の変更の程度及び当該変更によるタクシー事業者への影響の程度を考慮していないことを理由として、本件の変更が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用した違法なものであると一応認められるとした原審の判断には、公定幅運賃の変更に係る裁量権に関する法令の解釈適用を誤った違法があるとして、原審を破棄し、仮処分申立てを却下した。

参照条文等:特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 16 条 1 項

【23】最一判令和 7 年 2 月 27 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ヒ)第 297 号 特別地方交付税の額の決定取消請求事件(破棄差戻)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/824/093824_hanrei.pdf

特別交付税の交付の原因となる国と地方団体との間の法律関係は、総務大臣の決定によって発生する金銭の給付に係る具体的な債権債務関係であるということが出来る等として、地方団体が特別交付税の額の決定の取消しを求める訴えが、裁判所法 3 条 1 項にいう法律上の争訟に当たるとした事例。

参照条文等:裁判所法 3 条 1 項

【24】最一判令和 7 年 3 月 17 日 裁判所 HP

令和 5 年(行ツ)第 261 号 久米至聖廟撤去を怠る事実の違法確認等請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/901/093901_hanrei.pdf

市長が市の管理する都市公園内に孔子等を祀る施設を設置することを一般社団法人に許可し、これに基づき市が上記公園内の土地を上記施設の敷地としての利用に供していることが憲法上の政教分離原則及び憲法 20 条、89 条に違反しないとされた事例。

最高裁判所は、孔子廟を体験学習施設ないし歴史上又は学術上価値の高いものとして公園施設と位置付けることができることから設置許可には宗教的意義はないし、一義的に定まる利用料が徴収されており特別の便益供与に当たらないとして、市長が本件設置許可をし、これに基づき市が本件土地を本件施設の敷地としての利用に供していることは、市と宗教との関わり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではないと解するのが相当であるとした。

参照条文等:憲法 20 条 1 項後段・同条 3 項・89 条

【25】高松高判令和 5 年 7 月 13 日 判例タイムズ 1528 号 123 頁

令和 5 年(ネ)第 82 号 国家賠償請求控訴事件(控訴棄却、上告、上告受理申立(後上告棄却、上告受理申立不受理))

中華そば飲食店である X(店名「『B』本店」)と A(店名「『B』D 店」)が、Y(徳島県)に対し、Y 知事が X の同意なく、新型コロナウイルス感染症の感染者の立ち寄り先が「B 本店」である旨を公表したことは違法であり、これにより X 及び A の名誉・信用・営業の自由・財産権が侵害されたと主張し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき慰謝料等の支払を求めた事案。

本判決は、本件店名公表について、X の代表者による同意があったことを理由に適法であるということとはできないが、感染症法 16 条 1 項及び厚生労働省から発出された事務連絡を踏まえると、Y は、特定の場所において新型コロナウイルス感染症が発生した場合において、一定の範囲では、関係者の同意を得ることなく当該場所の名称を公表することができ、Y による本件店名公表は、公表の目的の正当性、公表の必要性及び公表方法の相当性の全てを満たすとして、Y は、X に対し、賠償責任を負わないとした。

参照条文等:国家賠償法 1 条 1 項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(令 3 法 5 号改正前)6 条 8 項・7 条・16 条 1 項・2 項、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令 3 政令 26 号廃止前)1 条

【26】福岡高判令和 7 年 2 月 21 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 1 号 人口比例選挙請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/866/093866_hanrei.pdf

令和 6 年 10 月 27 日施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき、直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1,999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2,059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が 2 倍以上となっている選挙区は 10 選挙区であったとの事実関係の下で、違憲状態を否定した事例。

参照条文等:憲法 14 条 1 項

【27】広島高判令和 7 年 2 月 26 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 1 号 選挙無効請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/093889_hanrei.pdf

令和 6 年 10 月 27 日施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき、直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1,999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2,059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が 2 倍以上となっている選挙区は 10 選挙区であったとの事実関係の下で、違憲状態を否定した事例。

参照条文:憲法 14 条 1 項

【28】高松高判令和 7 年 2 月 26 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 1 号 人口比例選挙請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/880/093880_hanrei.pdf

令和 6 年 10 月 27 日施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき、直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1,999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2,059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が 2 倍以上となっている選挙区は 10 選挙区であったとの事実関係の下で、違憲状態を否定した事例。

参照条文:憲法 14 条 1 項

【29】仙台高判令和 7 年 2 月 28 日 裁判所 HP

令和 6 年(行ケ)第 4 号 選挙無効請求事件(請求棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/876/093876_hanrei.pdf

令和 6 年 10 月 27 日施行の衆議院議員総選挙の小選挙区選出議員選挙につき、直前の国勢調査基準で選挙区間の人口の最大較差は 1 対 1,999、選挙当日の選挙区間の選挙人数の最大較差は 1 対 2,059 であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が 2 倍以上となっている選挙区は 10 選挙区であったとの事実関係の下で、違憲状態を否定した事例。

参照条文等:憲法 14 条 1 項

【30】大津地判令和 5 年 3 月 24 日 判例時報 2613 号 5 頁

令和 2 年(行ウ)第 16 号 公文書一部不開示決定取消等請求事件(一部認容、一部棄却、一部却下(控訴(一部変更)))

新聞記者 X が滋賀県情報公開条例に基づき旧優生保護法下での優生手術に関する公文書一式を対象とする情報公開請求をしたところ、県知事は一部公開決定をし、さらにこれを不服とする審査請求に応じた情報公開審査会等においてより多くの公開を相当とする旨の答申がなされたにもかかわらず、なお前記答申に沿った公開をしないとしたが、その判断及び手続に違法があるとして、X が一部公開決定の一部取消等を求めた事案。

本判決は不開示とした部分に条例所定の非公開事由があったか否かという争点について、優生手術対象者の職業や就労状況に関する情報、出生及び異性関係情報、遺伝情報、親族等の意向に関する情報及び医師個人の氏名に関する情報について非公開事由があるが、その余の情報について非公開事由が認められないとして一定の範囲で公開すべきとの判断をした。

参照条文等:滋賀県情報公開条例 6 条一号前段・後段・ア・イ・二号ア・六号オ

(紹介済み判例)

最三決令和 4 年 2 月 14 日 判例タイムズ 1528 号 53 頁

令和 2 年(あ)第 1087 号 窃盗、窃盗未遂被告事件(上告棄却)

→法務速報 250 号 16 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/925/090925_hanrei.pdf

東京高決令和 4 年 12 月 15 日 判例時報 2614 号 31 頁

令和 4 年(う)第 2110 号 養育費(減額)審判に対する抗告事件 変更(確定)

→法務速報 285 号 5 番で紹介済み

大阪高判令和 5 年 5 月 25 日 判例時報 2613 号 78 頁

令和 4 年(ネ)第 2236 号 損害賠償請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

→法務速報 279 番 27 号にて紹介済み

最一決令和 5 年 6 月 20 日 判例タイムズ 1528 号 48 頁

令和 4 年(あ)第 680 号 窃盗未遂被告事件(上告棄却)

→法務速報 267 号 14 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/092157_hanrei.pdf

福岡高決令和 5 年 8 月 18 日 判例時報 2615 号 167 頁

令和 5 年(<)第 60 号 審判不開始決定に対する抗告申立事件(抗告棄却(再抗告・再抗告棄却))

→法務速報 281 号 15 番で紹介済み

最一決令和 5 年 10 月 26 日 金法 2253 号 60 頁

令和 4 年(許)第 14 号 特別の寄与に関する処分申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

→法務速報 271 号 9 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/453/092453_hanrei.pdf

東京地判令和 5 年 11 月 30 日 判例時報 2615 号 138 頁

令和 5 年(ワ)第 70056 号 差止等請求事件(認容(控訴))

→法務速報 281 号 15 番で紹介済み

横浜地判令和 5 年 12 月 15 日 判例時報 2615 号 130 頁

令和 3 年(ワ)第 424 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、和解))

→法務速報 282 号 7 番で紹介済み

最二判令和 6 年 4 月 19 日 判例タイムズ 1528 号 43 頁

令和 4 年(受)第 1266 号 各株券引渡請求及び独立当事者参加事件(破棄差戻)

→法務速報 277 号 6 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/912/092912_hanrei.pdf

最二判令和 6 年 6 月 21 日 判例時報 2613 号 67 頁

令和 5 年(受)第 287 号 認知請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 番 1 号にて紹介済み

最大判令和 6 年 7 月 3 日 判例タイムズ 1528 号 25 頁

令和 5 年(受)第 1319 号 国家賠償請求事件(上告棄却)

→法務速報 279 号 3 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/159/093159_hanrei.pdf

最一判令和 6 年 7 月 4 日 判例時報 2615 号 111 頁

令和 5 年(行ヒ)第 108 号 療養補償給付支給処分(不支給決定の変更決定)の取消、休業補償給付支給処分の取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 号 23 番で紹介済み

東京地判令和 6 年 7 月 8 日 判例時報 2613 号 87 頁

令和 5 年(ワ)第 70654 号 不正競争行為差止等請求事件(棄却(確定))

→法務速報 279 番 26 号にて紹介済み

最一判令和 6 年 7 月 11 日 判例時報 2615 号 115 頁

令和 4 年(受)第 2281 号 損害賠償請求事件(一部破棄差戻)

→法務速報 279 号 8 番で紹介済み

最一判令和 6 年 7 月 18 日 判例時報 2615 号 94 頁

令和 4 年(行ヒ)第 373 号 法人税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 号 22 番で紹介済み

最一判令和 6 年 7 月 18 日 判例タイムズ 1528 号 17 頁

令和 4 年(行ヒ)第 373 号 法人税更正処分等取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 279 号 22 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei.jp/220/093220_hanrei.pdf

2. 令和 7 年(2025 年)3 月 19 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

成立法令なし

3. 3 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)
書籍名

★は後記に解説あり

田中 豊／著 ぎょうせい 4,070 円
契約の解釈 訴訟における争点化と立証方法

第一東京弁護士会 若手会員委員会 出版部会／編 第一法規 4,070 円
迅速な対応はプロセスの理解から！紛争類型別 手続選択のポイント★

星野雅紀／著 金子順一／河野清孝／鈴木龍介／北詰健太郎／野上康雄／監修 司法協会 2,970 円
調停等の条項例集 不動産編

田中 敦／編 民事裁判実務研究会／編著 ぎょうせい 8,250 円
民事裁判実務論点大系 裁判官からみた手続運用と実践知

4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

瀬戸賀司／編著 井山貴裕／中村景子／本田泰平／梅本茉里子／著 青林書院 4,400 円
労働事件 実例 トレーニング I 未払い残業代請求 使用者側弁護士の思考と実務対応

幅野直人／著 中央経済社 3,520 円
企業法務1年目の教科書 法律相談・ジェネコ対応の手引

野村剛司／監修 田口靖晃／林 祐樹／吉原 秀／編 金融財政事情研究会 2,970 円
ストーリーでみる破産事案における事業譲渡の実務

日本弁護士連合会 日弁連中小企業法律支援センター／編 金融財政事情研究会 3,300 円
弁護士による「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の実践★

神山啓史・編著 神山啓史弁護士の弁護の「技」を伝承する会・編集協力 現代人文社 2,970 円
神山啓史流あきらめない弁護術 伝承していく刑事弁護

加藤真朗／著 新日本法規 4,180 円
非上場株式の相続と会社法 評価・遺産分割・換価・経営参加の法律実務

5. 発刊書籍<解説>

「迅速な対応はプロセスの理解から！紛争類型別 手続選択のポイント」

民事家事労働刑事事件等の一般的な事件について、解決にあたって選択の対象となる手続の説明や事件解決までのスケジュール感について解説がされており、どのような手続きによるべきか検討するにあたり有用な本である。

「弁護士による「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の実践」

ガイドラインの内容の説明と利用する際の手続の流れが分かりやすく解説されている。経営者保証ガイドラインを利用した保証債務整理と併せて中小企業の再生・廃止手続きに取り組む際にも有用な本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。